

# 令和3年度指導監査実施計画

## (1) 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監査は、法人及び施設の適切な運営実施並びにより良い利用者処遇の確保を図るため、厚生労働省が制定した、「社会福祉法人指導監査実施要綱」「老人福祉施設指導監査指針」「障害者支援施設等指導監査指針」「児童福祉行政指導監査実施要綱」「生活保護法保護施設監査要綱」等に基づき、従来通り根拠に基づいた客観性・妥当性のある指導監査を実施することとする。

## (2) 実施方法

### ア 指導監査の種類

指導監査の種類	概要
一般監査	実地監査を基本として実施する（２－（３）及び（４）参照）。
随時監査	調査・確認等が必要と認められる場合には、随時、実地監査を行う。
特別監査	一般監査の結果、運営等に重大な問題を有する法人及び施設、その他特に必要があると認められる法人及び施設に対し、随時実地監査を行う。

### イ 一般監査における重点確認項目

効果的かつ効率的な指導監査を実施するため、「サービスの質の確保、利用者保護の観点等から重要と考えられる項目」及び「令和元・2年度の一般監査状況から重要と考えられる項目」を抽出し、次のとおり、特に重点的に確認及び指導を行う。

指導監査の項目	重点確認項目
法人運営	○評議員・役員を選任手続は適正か。 ○理事会・評議員会の決議の省略を行った場合には、その手続が適正に行われているか。 ○法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。
法人会計	○法人の会計処理は、適切に行われているか。 ○内部牽制体制が確立されているか。 ○契約手続は適正に行われ、契約書等は作成されているか。
施設管理・処遇	○直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ○火災・地震・その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、各施設毎に定められた回数以上適切に実施されているか。 ○衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。

### ウ 監査結果通知の取扱い

指摘区分	内容
文書指摘	法令・通知等の違反が認められる場合は、文書で指導し、改善結果の報告を求める。
口頭指摘	法令・通知等の違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は、次回の監査において改善状況を確認する。なお、「口頭」とはいうものの、事後の管理のため文書で通知する。
助言	法令又は通知等の違反がない場合でも、法人運営について資するものと考えられる事項については、助言を行う。

#### 【改善指導に従わない場合】

文書指摘の指導を行い、定められた期限を経過しても改善が図られない場合は、社会福祉法第56条等の規定に基づき改善勧告、勧告に従わない旨の公表、改善命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員了解職勧告、解散命令を行う。

(3) 一般監査計画 社会福祉法人

法	監査対象	対象総数	計画数 (実地監査)		前年度比 (計画ベース)	実施頻度
			実地 監査	書面 監査		
社 福	社会福祉法人	70	58		+ 51	3年に1回 ※
			58		+ 51	

※令和3年度以降は、法人運営に特に大きな問題が認められない場合は、3年に1回の実施頻度に変更。

令和3年度は保育所を運営する法人に対する法人監査の実施年となるため、前年度と比較して一般監査計画数は増加予定である。また、令和2年度に実地監査を予定していたものの「実地監査の中止」「書面監査へ切り替え」を行った法人・施設に関して、令和3年度に改めて実地監査を実施する。

(4) 一般監査計画 社会福祉施設等

法	監査対象	対象総数	計画数		前年度比 (計画ベース)		実施頻度
			実地 監査	書面 監査	実地 監査	書面 監査	
児 福	母子生活支援施設	1	1		0		1年に1回
	保育所(認可外除く)	84	73	11	0	0	
	保育所型認定こども園	7	7		0		
	家庭的保育事業等	19	18	1	2	△ 2	
ど 認 定 こ 園	幼保連携型認定こども園	4	4		0		
子 育 て も 支 援	特定教育・保育施設	87	0		0		計画的
	特定地域型保育事業所	16	0		△ 1		
老 人 福 祉	養護老人ホーム	2	1		0		2年に1回
	特別養護老人ホーム	17	4		0		
社 会 福 祉	障害者支援施設	4	4		0		3年に1回 ※
	軽費老人ホーム	1	0		0		2年に1回
	ケアハウス	5	2		0		
保 生 護 活	救護施設	2	1		0		3年に1回 ※
		249	127		△ 1		

※令和3年度以降は、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる場合、3年に1回の実施頻度に変更。